

## 登米市地域水道ビジョンの改訂について

### 1. 水道ビジョンの策定

国（厚生労働省）では、各水道事業及び水道用水供給事業（以下、「水道事業等」）において、施設の大規模な更新が必要となる中で安全・快適な水の供給や、災害時にも安定的な給水を行うための施設水準の向上など、水道が直面する課題に適切に対処していくためには、自らの事業を取り巻く環境を総合的に分析した上で、経営戦略を策定し、それを計画的に実行していくことが求められるとともに、給水区域の住民に対して事業の安定性や持続性を示していく責任があるものとしています。

国では、市町村など水道事業者や都道府県の役割分担を改めて明確にし、水道事業者等の取組を推進するため、「水道事業ビジョン」の作成を推奨しています。

### 2. 国が示す水道ビジョンの概要

国（厚生労働省）は、平成 16 年に今後の水道に関する重点的な政策課題と、その課題に対処するための具体的な施策及びその方策、工程等を包括的に明示する「水道ビジョン」を公表しました。

さらに、平成 20 年 7 月には上下水道サービスの国際的基準に対応して、業務指標が規格化されたことや、各施策目標の中の重点項目の明示等の項目が追加され、より充実した具体的な指針とするため『世界のトップランナーを目指してチャレンジし続ける水道』をスローガンに水道ビジョンを改訂し、水道事業者の取り組みの推進を図ったところです。

その後、平成 25 年には、将来の人口減少に伴う給水人口や給水量の減少を前提に、老朽化施設の更新需要に対応するために様々な施策を講じる必要があることと、平成 23 年に発生した東日本大震災の経験を踏まえ、これまでの震災対策を抜本的に見直した危機管理の対策を講じることが喫緊に求められました。このように、水道をとりまく状況の大きな変化を踏まえ、水道ビジョンの再改訂ではなく、来るべき時代に求められる課題に挑戦するため、新水道ビジョンを公表したところであります。

### 3. 登米市地域水道ビジョンの概要

本市では、ほぼ全ての市民が水道を利用できるまでに普及しました。しかしながら、少子高齢化、人口の減少、環境問題など社会経済の動向や節水型社会の浸透、水道水の安全・安心の確保、経年劣化した施設の更新、水道利用者のニーズへの対応等様々な課題に直面しております。

安心・安全な水道水を将来にわたって安定して供給し続けるために、現状の課題を明らかにし、今後の本市水道事業が目指すべき姿や具体的な施策を示すものとして、平成 21 年 8 月に「登米市地域水道ビジョン」を策定しました。

その後、東日本大震災の経験を踏まえ、抜本的な危機管理対策を講じる必要が生じたことなどから、来るべき時代に求められる課題に挑戦するため、平成26年10月に、本ビジョンを改訂し、令和5年度で現行の登米市地域水道ビジョンの終期を迎えることとなっております。

#### 4. 今後の登米市地域水道ビジョンについて

登米市地域水道ビジョンは、本市の最上位計画である登米市総合計画の直下に位置する計画となりますが、登米市総合計画と、登米市地域水道ビジョンの計画期間の整合が図られていなかったことから、次期登米市総合計画の計画期間と整合を図るため、現行の登米市地域水道ビジョンの計画期間終期を令和5年度から令和7年度に、2年間延伸し、次期の登米市地域水道ビジョンは令和8年度から令和17年度までの10年間の計画として策定します。

また、本市下水道事業では、現在、総合計画に位置する計画が無いため、次期の登米市地域水道ビジョンには、下水道事業も加え「登米市地域上下水道ビジョン」とし策定することとしています。

図1 本市上下水道事業 計画体系

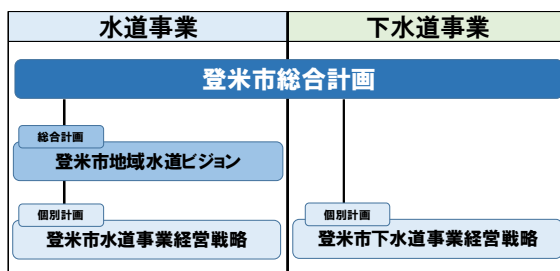


図2 登米市地域水道ビジョン改訂計画

計画名	年度	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
			第2次総合計画		第3次総合計画					
登米市総合計画			第2次総合計画		第3次総合計画					
登米市地域水道ビジョン		現行	計画期間：H26～R5 (10年間)		計画期間：H26～R7 (2年間延伸) 改訂作業：R5					
登米市地域上下水道ビジョン		新設					計画期間：R8～R17 (10年間) 策定作業：R6～R7			

## 5. 登米市地域水道ビジョン改訂の考え方

### (1) 基本方針

今回の改訂は、令和8年度を始期とする「登米市地域上下水道ビジョン」策定までの間、現行の登米市地域水道ビジョンの終期を令和5年度から令和7年度まで延伸するものです。

よって、本ビジョンの構成、基本理念、及び施策目標は原則、既存のとおりとし、それ以外の内容については、現況に置き替えるものとします。

### (2) 項目単位の改訂内容

各項目の改訂内容（予定）については次のとおりとします。

項目	頁	改訂	改訂内容(予定)
第1章 登米市地域水道ビジョン策定に当たって			
1-1 策定の趣旨	1	×	今回の改訂は計画期間の延伸であることから変更せず
1-1-1 改訂の趣旨	1	○	今回の改訂趣旨を記載
1-2 計画期間と目標年次	2	○	現行ビジョン終期の延伸を記載
1-3 位置付け	3	○	計画・審議会名称現況に合わせ修正
第2章 登米市水道事業の概要			
2-1 登米市の変遷	4	×	変更が無いため修正無し
2-2 登米市の概要			
(1) 登米市の位置と地勢	5	○	面積を現況に合わせ修正
(2) 面積と土地利用	6	○	地目別面積・割合を現況に合わせ修正
(3) 人口・世帯	6	○	令和2年度国勢調査の結果まで記載
2-3 登米市水道事業の沿革			
(1) 登米市誕生まで	8	×	変更が無いため修正無し
(2) 登米市誕生以降	9	○	認可水量、石越町駅前地区編入等現況に合わせ修正
第3章 登米市水道事業の現状と課題			
3-1 水道事業を取り巻く環境について			
(1) 人口の減少傾向について	10	○	最新の数値等に合わせて修正
(2) 水道資産について	10	○	給水人口、固定資産額等直近の数値まで掲載
(3) 地方公営企業会計制度の改定について	11	×	変更が無いため修正無し
(4) 職員の状況について	11	○	職員数等直近の数値まで掲載。下水道事業との組織統合等も記載
(5) 平成16年度の料金改定の効果等について	12	○	管路更新状況、留保資金の状況など、現況に合わせ修正
(6) 危機管理について	13	○	下水道事業との組織統合の効果など、現況に合わせ修正
第4章 基本理念と施策目標			
4-1 基本理念	14	×	今回の改訂は計画期間の延伸であることから変更せず
4-2 施策目標	14	×	今回の改訂は計画期間の延伸であることから変更せず
第5章 実現の方策			
5-1 経営資源の確保と活用			
(1) 人的資源（ヒト）＝人材の育成と公民連携	16	○	水道法改正（民間委託）など現況に合わせ修正
(2) 物的資源（モノ）＝アセットマネジメント（資産管理）による施設管理	19	○	マッピングシステム導入、施設更新計画、水安全計画、施設統廃合計画の策定など現況に合わせ修正
(3) 資金的資源（カネ）＝水道料金、受益者負担金、他会計負担（補助、出資等）	22	○	令和5年度9月からの水道料金など現況に合わせ修正
(4) 情報＝情報の整理と活用	23	○	決算概要資料の全戸配布、上下水道事業ホームページのリニューアルなど現況に合わせ修正
5-2 環境にやさしい水道の構築			
(1) 省エネルギー対策	23	○	現況に合わせ文言の修正
(2) 新エネルギーの導入	24	○	現況に合わせ文言の修正
5-3 近隣事業者との連携と広域化		○	宮城県水道広域化推進プランなど現況に合わせ修正
第6章 ビジョンの評価・見直し			
6-1 財政計画	25	×	今回の改訂は計画期間の延伸であることから変更せず
6-2 評価	25	×	今回の改訂は計画期間の延伸であることから変更せず
6-3 見直し	25	○	計画期間の延伸に合わせ文言等を修正